

**指宿市の望ましい学校づくりに向けて**  
**～中間報告～**  
(平成 28 年度のまとめ)

平成29年3月

**指宿市教育委員会**

## 目次

はじめに	1
第1章 指宿市立小中学校の現状と課題	
1 児童生徒数の推移	2
(1) 市内の児童生徒数	
(2) 小中学校別の減少率	
2 学校規模の適正化	4
3 教育上の課題	5
(1) 学力の向上	
(2) 生活習慣の確立	
(3) いじめ・不登校への対応	
第2章 全市的な小中一貫教育の導入	
1 小中一貫教育とは	6
(1) 小中一貫教育の定義	
(2) 小中一貫教育の意義	
(3) 小中一貫教育の成果と課題（先進校の事例）	
(4) 小中一貫教育の形態	
2 指宿市が取り組む小中一貫教育	8
(1) 小中一貫教育導入の必要性	
(2) 目指す子ども像	
(3) 独自教科などの検討	
(4) 小中一貫教育の単位	
(5) 小中一貫教育を推進する上での課題	
3 小中一貫教育導入までの過程	9
(1) 小中連携教育	
(2) 小中一貫教育導入までのスケジュール	
第3章 将来を見据えた学校規模の適正化	
1 基本的な考え方	12
(1) 教育的な視点	
(2) 指宿市が目指す学校規模	
(3) 学校規模の適正化	
2 開聞・山川地域における学校規模の適正化	13
(1) 開聞・山川地域の小中学校の現状	
(2) 開聞・山川地域における小中一貫校の検討	
(3) 学校再編の考え方	
(4) 今後の検討課題	
3 指宿地域における学校規模の適正化	17
(1) 指宿地域の小中学校の現状	
(2) 今後の検討課題	
おわりに	19

## はじめに

本市では、学校規模の適正化について、平成 20 年 8 月に地域、保護者、学校の代表及び学識経験者等で組織する「指宿市学校施設整備計画検討委員会」を設置し、その委員会の答申を受けて、平成 22 年 12 月に「指宿市望ましい学校環境整備計画～未来を拓く子どもたちを育成する新しい時代の学校づくり～」を策定しました。この計画では、本市が目指す学校規模を定め、児童生徒の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校の統廃合も視野に入れた学校整備を行うことが必要であるとしています。

その後、平成 26 年度からは、地域、保護者、学校代表等で組織する「指宿市学校のあり方について考える会」を設置し、指宿、山川、開聞の 3 つの地域部会を構成して、各地域の学校規模の適正化について、2 年間、調査・検討や住民説明会等を開催してきました。なお、山川、開聞の両地域部会は、2 年目から、20 年、30 年後の児童生徒数の推移を考えたとき、地域の枠を超えた再編の可能性もあるのではないかという意見の一致から合同で地域部会を開催しています。平成 28 年 2 月には、2 年間の成果を「検討結果報告書」にまとめ、その中で、開聞・山川地域は、「小中学校とも再編が必要で、小中一貫校の設置を望んでいることがうかがえる」とし、一方、指宿地域は、「今後も引き続き検討が必要である」としています。

また、昨今では、児童生徒を取り巻く教育環境の変化などにより、いじめ、不登校、学力の向上など様々な課題が顕在化しています。児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するためには、これらの課題も併せて解決していくための新しい時代に求められる教育課程を編成し、それを実現していかなければなりません。

指宿市と指宿市教育委員会は、平成 28 年 3 月に、「指宿市教育大綱」を策定しました。施策の重点事項のひとつに「学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校づくり」を掲げ、平成 28 年度を始期とする「指宿市教育振興基本計画（後期計画）」により具体的な取組を進めています。

平成 28 年度には、「指宿市望ましい学校づくり推進委員会」を設置しました。この推進委員会は、保護者、地域、学校代表など委員 57 名で構成し、教育委員会が提案する望ましい学校のあり方について意見をいただく組織です。教育委員会では、いただいた意見を尊重しながら、望ましい学校のあり方について、市の方向性を示すことにしています。

この中間報告は、市の方向性を示す過程の中で、これまでの推進委員会の協議を踏まえた上での教育委員会が望ましいと考える学校のあり方を現時点でまとめたものです。

## 第1章 指宿市立小中学校の現状と課題

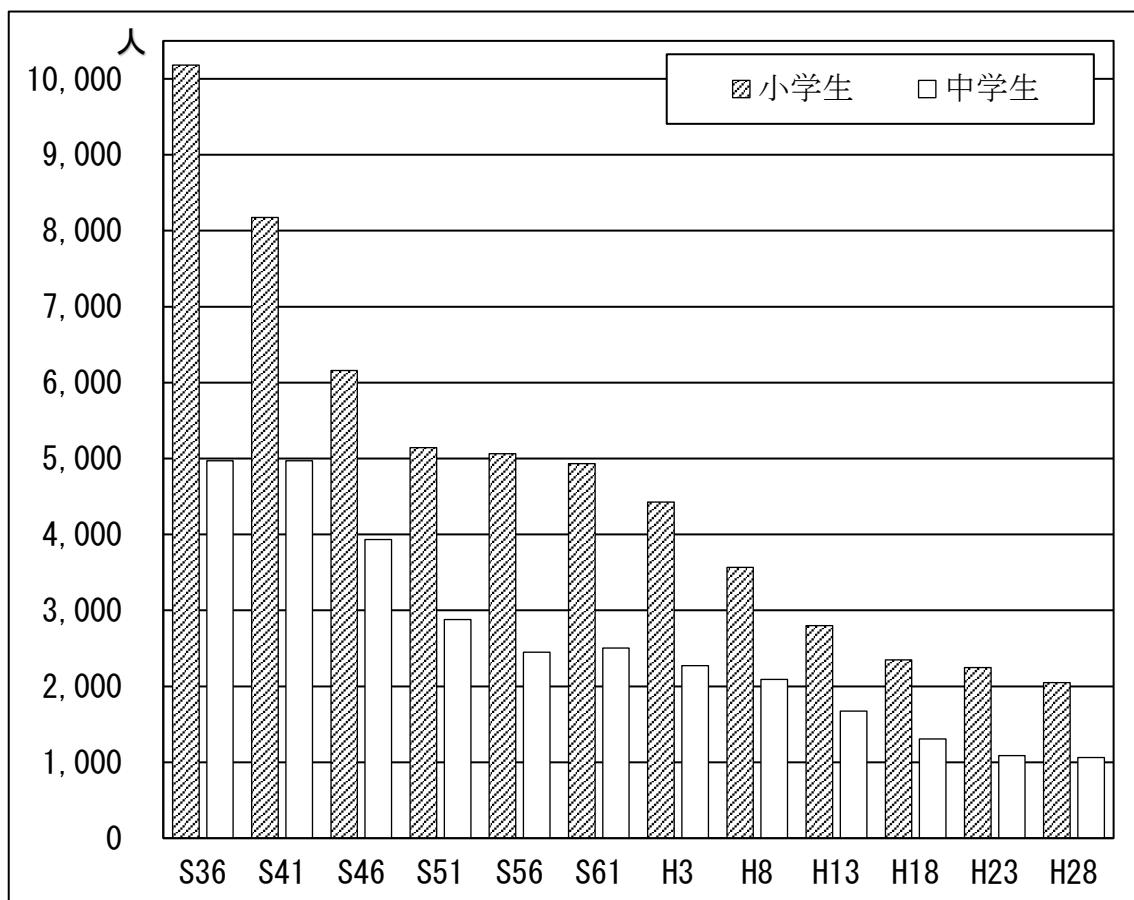
### 1 児童生徒数の推移

#### (1) 市内の児童生徒数

本市の児童生徒数は、過疎化や少子化を背景に、小学校が昭和36年の10,181人、中学校が昭和37年の5,493人をピークに減少しており、平成28年5月1日現在では、小学校が2,049人、中学校が1,063人と、ピーク時に比べて、児童数が20.1%、生徒数が19.4%となっています。

今後の児童生徒数を国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計をもとに独自に試算したところ、10年後の平成38年(2026年)には、小学校1,681人、中学校877人、20年後の平成48年(2036年)には、小学校1,479人、中学校748人となり、小学校、中学校とも現時点と比べて、約30%の減になる見込みです。

《市内小中学校の児童生徒数の推移》



※合併前の児童生徒数は、指宿・山川・開聞地域の合計

《市内小中学校の児童生徒数の学校ごとの推移》

	S61	H3	H8	H13	H18	H23	H28	H33
指宿小	476	480	433	403	311	282	279	269
魚見小	233	221	175	131	116	113	107	106
柳田小	744	675	570	411	402	391	389	397
丹波小	1,110	945	745	617	569	600	525	588
今和泉小	329	308	228	151	97	111	82	78
池田小	151	145	86	89	77	52	42	41
山川小	306	237	168	137	90	84	69	60
大成小	580	498	422	310	257	244	255	235
徳光小	157	123	103	84	65	61	65	49
利永小	144	127	79	62	36	20	19	18
開聞小	519	491	384	308	237	216	165	127
川尻小	184	177	175	97	92	71	52	45
計	4,933	4,427	3,568	2,800	2,349	2,245	2,049	2,013
北指宿中	492	487	525	455	351	283	309	305
南指宿中	777	623	565	440	385	337	342	364
西指宿中	247	224	218	148	121	85	80	64
山川中	656	572	471	358	261	231	199	208
開聞中	331	368	313	274	188	153	133	111
計	2,503	2,274	2,092	1,675	1,306	1,089	1,063	1,052
合計	7,436	6,701	5,660	4,475	3,655	3,334	3,112	3,065

※平成 33 年度の児童生徒数は、住民基本台帳に基づき算出されたものであり、今後の転入転出等による増減がありますので、将来の児童生徒数を保証するものではありません。

## (2) 小中学校別の減少率

学校別の児童生徒数の減少率は、30年前（昭和61年度）と比較して、小学校では、利永小学校が86.8%と最も高く、今和泉小学校をはじめ4校が70%を超えています。また、中学校では、西指宿中学校が67.6%、山川中学校が69.7%、開聞中学校が59.8%と高い数値となっています。

### 《小中学校別の減少率》

#### 小学校

学校名	S61 児童数	H28 児童数	減少率
指宿小	476	279	41.4%
魚見小	233	107	54.1%
柳田小	744	389	47.7%
丹波小	1,110	525	52.7%
今和泉小	329	82	75.1%
池田小	151	42	72.2%
山川小	306	69	77.5%
大成小	580	255	56.0%
徳光小	157	65	58.6%
利永小	144	19	86.8%
開聞小	519	165	68.2%
川尻小	184	52	71.7%

#### 中学校

学校名	S61 生徒数	H28 生徒数	減少率
北指宿中	492	309	37.2%
南指宿中	777	342	56.0%
西指宿中	247	80	67.6%
山川中	656	199	69.7%
開聞中	331	133	59.8%

## 2 学校規模の適正化

学校規模は、学校教育法施行規則で、小中学校とも「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされており、これに基づき、市内各小中学校を学級数により次の5つに分類します。

### 《市内小中学校の規模別分類》

分類	規 模	該当する学校 (H28.5.1 時点)
過小規模校	5 学級以下の小学校 2 学級以下の中学校	池田小・山川小・利永小※
小規模校	6～11 学級の小学校 3～11 学級の中学校	魚見小・今和泉小・大成小・徳光小・ 開聞小・川尻小・北指宿中・南指宿中・ 西指宿中・山川中・開聞中
適正規模校	12～18 学級の学校	指宿小・柳田小・丹波小
大規模校	19～30 学級の学校	
過大規模校	31 学級以上の学校	

※利永小は、2個学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の複式校(極小規模校)

これによると、小学校では、適正規模を確保している学校は3校のみで、他は、複式学級を含む過小規模校が3校、小規模校が6校、中学校では5校全てが小規模校に分類されることになります。

過小規模校や小規模校では、「一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行える」、「一体感がしやすい」などのメリットがある一方で、「集団の中で自己主張する機会が少なく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい」、「協働的な学びの実現が困難になる」などの課題があります。

学校教育の目的は、児童生徒が集団の中で、様々な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨して「生きる力」を身に付けていくことであり、そのためには、一定の学校規模を確保することが必要です。

全国的に少子化が進行する中で、市内の小中学校の学校規模は縮小の一途であり、学校規模の適正化は重要な課題となっています。

### 3 教育上の課題

#### (1) 学力の向上

本市の児童生徒の学力は、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」によると、平成27年度は、基礎的な問題及び応用の問題は、県平均を下回っていました。平成28年度は、基礎的な問題は県の平均並みとなり、緩やかに改善の傾向にあります。依然として応用の問題に課題があり、学力向上に向けた取組を更に充実していく必要があります。

#### (2) 生活習慣の確立

児童生徒が心身ともに健やかに育っていくためには、基本的な生活習慣を確立することが大事です。「全国学力・学習状況調査」によると、小学校では、朝食や起床・就寝時刻など規則正しい生活をしている児童は、全国や県平均並みですが、中学校では、生活リズムが乱れている生徒も見受けられます。

また、スマートフォン等によるゲームやインターネットの利用時間は、全国や県の平均より少ない状況ですが、その時間は増加傾向にあります。児童生徒の生活習慣の乱れは、健康に支障を来すだけでなく、気力や意欲の減退、集中力の欠如など精神面にも影響を与えます。そのため、家庭と連携しながら、基本的な生活習慣の確立を図っていく必要があります。

### (3) いじめ・不登校への対応

いじめは、子どもの人権にかかわる重大な問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、効果的な対策を講じていかなければなりません。

また、本市の不登校の児童生徒数は、ここ数年 40 人前後で推移しており、南薩地域の他市と比較すると出現率は高い状況にあります。不登校の原因は様々ですが、全国的には小学生が中学校に進学する際に、新しい環境（学習・生活・人間関係）に馴染めずに不登校になるケースも指摘されています。

こうした、いじめや不登校に対しては、未然防止や早期解決に向けた様々な対策を更に充実させる必要があります。

## **第2章 全市的な小中一貫教育の導入**

### 1 小中一貫教育とは

#### (1) 小中一貫教育の定義

小中一貫教育は、中央教育審議会の「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」では、「小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を目指す教育」としています。この小中一貫教育は、新しい時代に対応した教育として、全国的にも、また県内においても、年々拡がりをみせています。

#### (2) 小中一貫教育の意義

「6・3制」の小中学校制度導入から、約 70 年が経過しており、この間、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、子どもたちの発達は「6・3制」が導入された時期と比べて、2～3年早まっている傾向が見られます。こうした中、子どもたちの基本的な生活習慣、学習習慣の確立、学習意欲の向上を図るため、義務教育9年間を見通した一貫教育の推進が必要とされています。

また、児童が小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、いじめや不登校などが増加する問題が全国的に指摘されています。

小中一貫教育は、義務教育9年間を通して、社会環境の変化、子どもたちの発達の変化、学力向上、いじめ、不登校などの教育上の諸問題を解決するためのひとつの方法です。平成 27 年 6 月には「学校教育法」の一部改正が行われ、学校の種類に、小中一貫教育を行う学校として、小学校、中学校の次に、「義務教育学校」が加えられました。



### (3) 小中一貫教育の成果と課題（先進校の事例）

小中一貫教育を導入することによって、次のようなことができるようになります。

- ① 児童生徒の発達段階に応じて、現行の「6・3制」とは異なる学年段階の設定（「4・3・2制」、「5・4制」など）が可能になります。
- ② 体育祭，文化祭，ボランティア活動など小中学校で合同行事や合同の活動ができます。
- ③ 小中学校間の乗り入れ授業のほか，小学校高学年に教科担任制を導入するなど，小学校における中学校の教員による専門性を生かした指導ができます。
- ④ 学習指導要領によらない，独自科目の設定や指導内容の前倒しができます。

平成26年5月に文部科学省が実施した小中一貫教育等についての実態調査によると，小中一貫教育を導入している学校のほとんどが顕著な成果を認識しており，その内容は，学力の向上，中学進学に不安を抱える児童の減少，教職員の意識・指導力の向上など多岐にわたっています。その一方で，教職員の負担を軽減しなければならないといった課題も存在します。

### (4) 小中一貫教育の形態

小中一貫教育は，小学校と中学校の施設が一体で実施するか，離れて実施するかで，施設一体型小中一貫教育と施設分離型小中一貫教育の2つに分けられます。

#### ① 施設一体型小中一貫教育

施設一体型小中一貫教育は，同じ敷地内で，9年間を通じたカリキュラムに基づき，計画的・継続的な教育活動を行うことができます。様々な活動を，移動時間を要することなく，効果的・効率的に実施できることから，小中一貫教育を推進する上では，望ましい学校の形態といえます。

#### ② 施設分離型小中一貫教育

施設分離型小中一貫教育は，小中学校はそのままの状態の小中一貫教育を行う教育で，その形態は基本的に「1中学校とその校区内の小学校」となります。それぞれの中学校区で状況が異なるため，活動は一律ではありませんが，各中学校区の特性を生かしながら，効果的に小中一貫教育を実施します。

## 2 指宿市が取り組む小中一貫教育

### (1) 小中一貫教育導入の必要性

小中一貫教育を導入することは、本市の教育上の課題を解決するひとつの方策といえます。

学力の向上については、乗り入れ授業、小学校高学年への教科担任制の導入、小中学校の教職員がお互いの指導方法の良さを取り入れた指導などを行うことにより児童生徒の更なる学力向上が期待できます。

また、小学校と中学校の接続が円滑になることによって、中学校生活への心理的な不安が減り、スムーズな移行が図られます。

その他、地域にマッチした独自の活動を設けることによって、地域への理解と愛着が育ち、地域の発展を支える人材の育成にもつながります。

こうしたことから、教育委員会では、全市的に小中一貫教育を展望した取組を進めることにします。

### (2) 目指す子ども像

平成 28 年 3 月に策定した「指宿市教育大綱」では、目指す市民像を、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」としています。

小中一貫教育を導入するに当たっては、この目指す市民像を踏まえて小中学校で共有する目指す子ども像を設定することとします。

### (3) 独自教科などの検討

小中一貫教育を導入している市町村では、独自の教科を設けて、その市町村や学校への理解・愛着につなげる取組を進めているところがあります。

本市には、豊かな自然や文化、歴史があり、「指宿まるごと博物館構想」を進めています。また、これらを素材にしてこれまでもふるさと教育を推進してきました。更に地域に誇りを持ち、ふるさと指宿をもっと好きになる児童生徒を育てるための独自の活動として「いぶ好き『ふるさと』学」(仮称)の創設を検討していきます。

また、小中一貫教育では、教育課程の特例を設けることによって、例えば、英語教育を小学校低学年から導入することなども可能となることから、併せて検討します。

#### (4) 小中一貫教育の単位

本市の小中一貫教育は、現中学校区を単位として、施設分離型小中一貫教育を実施します。また、学校規模の適正化を踏まえて、より効果的で効率的な施設一体型小中一貫教育も視野に入れながら進めていきます。

※小中一貫教育の単位

中 学 校	小 学 校
北指宿中学校	指宿小学校・魚見小学校・柳田小学校
南指宿中学校	丹波小学校・柳田小学校
西指宿中学校	今和泉小学校・池田小学校
山川中学校	山川小学校・大成小学校・徳光小学校・利永小学校
開聞中学校	開聞小学校・川尻小学校

#### (5) 小中一貫教育を推進する上での課題

小中一貫教育は、1中学校が基本ですが、柳田小学校区は2つの中学校に分かれて進学するため、関係校の連携が必要となります。

なお、全国的には、複数中学校と複数小学校が連携するブロックを設け、工夫して小中一貫教育に取り組んでいる事例もあることから、現状のまま小中一貫教育を行う手立てはないか研究する必要もあります。

### 3 小中一貫教育導入までの過程

#### (1) 小中連携教育

本市では、現在、小中連携教育を推進しています。小中連携教育とは、小中学校が、互いに情報交換や交流を通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指すための教育のことです。9年間を通じた教育課程を編成する小中一貫教育とは区別しますが、小中一貫教育への前段階といえます。その取組には、小中学校の教職員の連携、乗り入れ授業、小学生の中学校体験入学、行事等の合同実施などがあり、平成29年度は、更にこの取組を充実させていきます。

#### (2) 小中一貫教育導入までのスケジュール

小中一貫教育導入までには、9年間の特色ある教育課程を編成しなければならないこと、教職員の共通認識などが大事になることから、ある程度の期間を要します。本市では、小中連携教育を進めながら、平成35年度を目途に次頁のスケジュール(案)により市内全域で小中一貫教育を導入していきます。

●小中一貫教育に向けた取組等のスケジュール（案）

	小中一貫教育に向けた取組	具体的な方策等	備考
平成 28年度		○小中連携教育の推進 ・教育課題解決委員会の実施 ・各中学校区での小中連携部会の充実 ・乗り入れ授業等の実施 ・行事の合同開催	
平成 29年度 (1年目)	研究指定校等による 先行的研究	○小中連携教育の推進 ・乗り入れ授業及び行事の合同開催の推進	新学習指導要領の 周知等
		○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の研究 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間3～5回） ・中学校区でも自主開催 ・各中学校区の小中一貫教育の基本方針検討及び策定に向けた研究 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の内容検討及び指導計画策定	
平成 30年度 (2年目)		○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の研究及び試行 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の試行 ・教科等の教育課程検討	小学校の 道徳科完全 実施
平成 31年度 (3年目)	他校区における 研究成果の自校化	○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の研究 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の内容検討及び指導計画策定 ・教科等の教育課程編成	中学校の 道徳科完全 実施
		○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の研究及び試行 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の試行	
平成 32年度 (4年目)		○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○教育課程特例措置の申請 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・各教科等の目標及び年間指導計画作成 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施	小学校新 学習指導 要領完全 実施
平成 33年度 (5年目)	市内全小中学校小中 一貫教育への移行	○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・各教科等の目標及び年間指導計画作成 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施	中学校新 学習指導 要領完全 実施
		○小中一貫教育へ移行するための教育課程の研究 ○研究指定校における「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施 ・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回） ・中学校区でも自主開催 ・各教科等の目標及び年間指導計画作成 ・「いぶ好き『ふるさと』学 <sup>⑩</sup> 」の実施	

平成 35年度 (7年目)	小中一貫教育の実施	○小中一貫教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育課程研究会の開催（市全体会を年間5回）</li> <li>・中学校区でも自主開催</li> <li>・小中一貫教育の成果と課題の洗い出しと工夫改善</li> </ul>	
平成 36年度 (8年目)				
平成 37年度 (9年目)				
平成 38年度 (10年目)				

※このスケジュール(案)は、全市的に小中一貫教育を導入するまでの過程を示したものであり、学校再編とは直接関係はありません。

※「いぶ好き『ふるさと』学<sup>⑬</sup>」：総合的な学習の時間を年間15時間程度活用するプラン

※「いぶ好き『ふるさと』学<sup>⑭</sup>」：総合的な学習の時間を年間30時間程度活用するプラン

## 第3章 将来を見据えた学校規模の適正化

### 1 基本的な考え方

#### (1) 教育的な視点

教育委員会では、子どもたちが一定の集団の中で、様々な考え方に触れ、協力し合い、切磋琢磨することで「生きる力」を身に付けていくといった学校教育の目的、特に中学校における教科担任制の教員配置、部活動のあり方を含め、教育的視点に立って望ましい学校規模を考えることとします。

#### (2) 指宿市が目指す学校規模

学校教育法施行規則では、学校規模の標準を学級数で設定しており、小中学校とも「12学級以上18学級以下」を標準（適正規模）としています。本市が平成22年12月に策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」では、本市が目指す適正な学校規模として、1学年の学級数を、「小学校はクラス替えも可能な2学級以上」、「中学校は学習集団の弾力的な編成等が実施でき、教科担任制（免許外教科担任の解消など）の教員配置が可能となる3学級以上」が望ましいとしています。

また、同計画では、学校規模の適正化について、市全体の問題として捉え、望ましい学校規模の視点から、「児童生徒数の増加が将来にわたって見込めない場合等は、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校の統廃合等も視野に入れた学校整備を行うことが必要である」としています。

#### (3) 学校規模の適正化

学校規模の適正化は学校再編を伴うことから、保護者や地域に大きく関わる重要な問題です。

学校再編に関しては、「学校は地域の核であり、学校がなくなることによって地域が寂れる」、「小規模校にも良さはたくさんある」、「適正化のメリットだけを示すだけではなく、デメリットも示した上での検討が必要」など様々な意見があります。

平成28年度設置した「指宿市望ましい学校づくり推進委員会」でも、同様の意見をいただいています。

学校規模が大きくなると、「小規模校と比較して目の行き届いた教育が難しい」、「ややもすると、一人一人の主体的な活躍の場が少なくなる」といった課題がありますが、本市の現状や地域の実情に配慮しながら、子どもたちのよりよい教育環境を実現するため、学校規模の適正化を進めていくことが大事であると考えます。

## 2 開聞・山川地域における学校規模の適正化

### (1) 開聞・山川地域の小中学校の現状

開聞・山川地域内には、小学校6校、中学校2校がありますが、平成28年度は、全ての学校が小規模校・過小規模校に該当します。

小学校では、利永小学校、山川小学校が複式学級（利永小学校は3学級以下の完全複式学級）を有しており、加えて次年度には徳光小学校が、2年後には川尻小学校が複式学級になる見込みです。

中学校では、山川中学校が6学級、開聞中学校が5学級となっており、配置される教員数が少ないことから、教科担任による学習指導を非常勤の教員や臨時免許を持った教員に頼らざるを得ない状況があるほか、部活動においても生徒が希望する種目等を設置できないなどの課題があります。

今後ますます児童生徒数が減少する中で、いずれの地域においても学校規模の適正化は喫緊の課題と考えます。

### (2) 開聞・山川地域における小中一貫校の検討

平成26年度に設置した「指宿市学校のあり方について考える会」（以下「考える会」という。）は、「開聞・山川地域は再編が必要と考えており、小中一貫校の設置を望んでいることがうかがえる」と2年間の検討結果をまとめています。この検討結果は、地域部会での検討、住民説明会等の開催、保護者アンケートの実施、視察研修の実施など、様々な取組を踏まえた上での検討結果であり、尊重しなければならないと考えます。

そうしたことから、開聞・山川地域の施設一体型小中一貫校を検討のひとつに掲げました。

再編のパターンは他にも、各地域でそれぞれ一体型小中一貫校とするパターン、中学校を先行して再編するパターンなど様々なパターンがあり、今後、それぞれ十分に検討する必要があります。

### (3) 学校再編の考え方

開聞・山川地域の施設一体型小中一貫校は、地域の枠を超えた大きな学校再編となりますが、地域の中には、学校再編の必要性は認めながらも、まずは各地域で再編をしたほうがよいという意見もあることから、学校再編の枠組みはひとつに絞らず、また、既存校の活用も含めて様々な形態を検討することが必要です。

このことから、次の5つの視点で学校再編の考え方をまとめました。

#### ① 開聞地域，山川地域それぞれでの学校再編

開聞・山川地域でそれぞれ再編する場合は、複式学級が解消され、少なからず学校規模の改善が図られます。しかしながら、開聞地域における小学校の再編は、現時点での児童数であっても本市が望ましいとする各学年2学級以上を確保できません。

また、中学校においては、両校とも現状の課題を残したままとなります。

今後も児童生徒数が減少していくことを考えると、近い将来、再度再編の議論を繰り返すことになりかねません。そうならないよう20年、30年後でも対応できる中・長期的な視点での学校再編を考える必要があります。

#### 《10年後の児童生徒数との比較》

地域	区分	H28	H38	差
開聞地域	小学校	217	164	△53
	中学校	133	92	△41
山川地域	小学校	408	289	△119
	中学校	199	164	△35
合計		957	709	△248

#### ② 既存校を活用した学校再編

市内の小中学校は、昭和30年代、40年代の児童生徒数がピーク期に建設されたものが多く、必要に応じて大規模改修などを実施していますが、多くの施設で老朽化が進んでいます。

開聞・山川地域でそれぞれ既存校を活用して再編する場合には、いずれの学校を利用したとしても、それぞれに施設改修や長寿命化が必要となります。

こうしたことから、施設の老朽化を解消し、施設面の充実が図られる新設校が望ましいと考えます。しかしながら、それぞれの地域ごとに新設校となる場合、近い将来、再度再編の議論が必要なことや、財政負担が大きくなることが想定されます。



③ 学校再編による地域からの人口流出

学校がなくなれば、地域から子どもがいなくなるという声を聞きますが、現時点においても、規模の小さな学校のある地域から規模の大きな学校のある地域へ転居する保護者がいます。このことは、小規模な学校で児童生徒数の減少率が高いことから伺えます。

開聞・山川地域で施設一体型小中一貫校を新設する場合、施設面の充実に合わせ、魅力のある教育課程を編成して誰もが通ってみたいと思う学校を目指し、また効果的なスクールバスの配置など通学条件を整備することによって、住み慣れた地域に居住しながら通学できる環境を実現することが可能となります。

④ 学校再編による通学の負担

学校再編は、児童生徒の通学距離の延長に伴って通学時間が問題になります。文部科学省の手引きでは通学時間について、「概ね1時間以内」を一応の目安としています。

開聞・山川地域で施設一体型小中一貫校となった場合においても、両地域は車で30分の圏内であり、スクールバスを効率的に運行することによって、通学時間が長時間になるなどの通学による負担は少ないと考えます。

⑤ 効果的・効率的な小中一貫教育

全市的に小中一貫教育に取り組むことは、第2章で触れましたが、開聞・山川地域に施設一体型小中一貫校を新設した場合、その中で小中一貫教育を行うこととなります。

施設一体型の小中一貫教育は、学校間の移動時間がないことから、より一体感のある教育を行うことができ、小学校高学年への教科担任制の実施も容易になります。また、小中学校の教職員が同じ敷地内にいることで、情報交換がしやすく、様々な問題にも迅速に対応できます。

こうしたことから、開聞・山川地域の施設一体型小中一貫校は、より効果的に、より効率的に小中一貫教育を実践することができます。

(4) 今後の検討課題

前述の学校再編の考え方を踏まえ、開聞・山川地域に施設一体型小中一貫校が新設校となると仮定した上で、今後の検討課題を次のとおりまとめました。

① 位置に関すること

新設校となる場合の位置については、先に特定することで、問題も生じかねないことから、慎重に進めることとします。

また、広大な敷地を確保しなければならず、用地取得には、地権者との利害関係や農地法、森林法などの様々な法律上の課題も解決していかなければなりません。

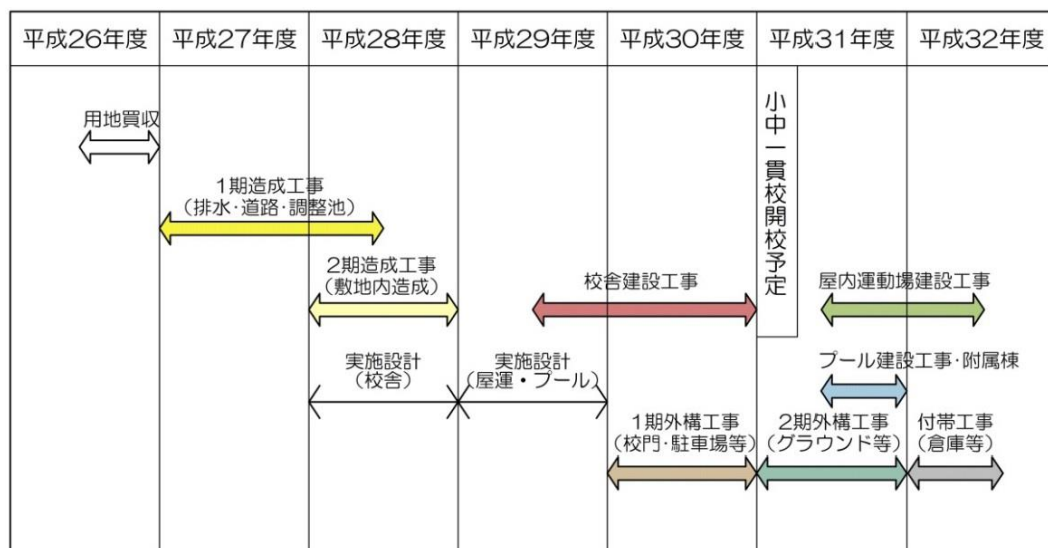
よって、学校の位置は、「両地域の利便性の高い場所」として、候補地を選定し、今後その可能性を探ります。

② 開校までの期間に関すること

新設校となる場合でも、様々な過程を踏まえる必要があり、多額の予算を必要とする財政上の問題などから、開校までは一定の期間を要します。

平成31年度に開校する薩摩川内市東郷地区の小中一貫校（東郷学園）は、平成22年に基本構想を定めてから開校までに9年を要しており、本市の場合も、早くても7～10年を見込んでいます。

【参考】薩摩川内市が平成26年6月に策定した基本計画より抜粋



③ 財政に関すること

新設校の建設は、多額の費用を伴うことから、市の財政的な裏付けが必要となり、限られた財源の中では、国の交付金や有利な起債を活用することが前提になります。

また、PFI事業など民間資金を活用することで、財政負担の軽減が図られます。全国的には、公立学校の施設整備をPFI事業で実施した市町村の事例があることから、今後は、それも含めて研究します。

#### ④ 通学に関すること

スクールバスの配置など通学の交通手段は、重要な検討課題です。開聞・山川地域は、長時間通学になることはないと考えますが、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊びや家庭学習の時間の減少といった課題も生じかねないことから、今後、十分検討していくことにします。

#### ⑤ 地域に関すること

学校は地域コミュニティの核として、地域と深いつながりを持っており、学校がなくなった場合は、それまで学校が担ってきた機能をどのように継承し、発展させるかが課題になります。

また、学校跡地の利活用については、例えば、校区公民館の機能、防災拠点としての機能、地域住民の交流の場としての機能など、どのように地域づくりに生かしていくか検討する必要があります。さらには、地域と学校とのつながりを保つ方策も考えなければなりません。

今後、それぞれの地域の実情に即しながら、新たな学校と地域の関係が希薄化しないようなあり方について検討していくこととします。

### 3 指宿地域における学校規模の適正化

#### (1) 指宿地域の小中学校の現状

小学校は、指宿小学校、柳田小学校、丹波小学校の3校は適正規模校ですが、今和泉小学校、魚見小学校は各学年1学級、池田小学校は複式学級を有しています。

また、中学校は、北指宿中学校、南指宿中学校が各学年3学級を有していますが、西指宿中学校は、各学年1学級となっており、配置される教員数が少ないことから、教科担任による学習指導を非常勤の教員や臨時免許を持った教員に頼らざるを得ない状況があるほか、部活動においても生徒が希望する種目等を設置できないなどの課題があります。

学校規模の適正化については、考える会の指宿地域部会で2年間の検討や説明会などを行ってきましたが、学校規模の違いなどから、今後も引き続き検討が必要とし、一定の検討結果を見出せませんでした。

しかしながら、指宿地域における学校規模の適正化は、重要な課題には変わりはありません。

#### (2) 今後の検討課題

小学校においては、複式学級の解消が喫緊の課題であると考えます。また、中学校においては、教科担任制や部活動のあり方に課題があります。今後、児童生徒数が減少していく中で、保護者や地域住民の理解を得ながら、課題

を解決していく必要があります。

平成 28 年度においては、学校規模の現状などから、指宿地域については十分な検討ができませんでした。しかしながら、学校規模の適正化は全市的に取り組まなければならない課題であることから、今後は指宿地域の学校再編についても検討を進めることとします。

## おわりに

次代を担う子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくためには、十分な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、主体性を持って多様な人々と協働する力が求められています。このような力を付けていくためには、9年間を見通した小中一貫教育の取組や望ましい教育環境の中で学び合える学校環境を整えることが大事であり、そのことは教育行政の大きな責務であると考えます。

また、この取組は大きな変革を伴うことから、保護者や地域にも大きな影響があります。このため、取組を進めるに当たっては、保護者はもとより市民の理解と協力が必要です。

平成28年12月には、開聞地域の3団体の代表から「開聞地域における小中学校の再編の対応に関する陳情書」が市議会に提出され、採択されました。その内容は、「再編の方向性を定めることについて拙速な判断はせず、慎重な対応をすること」、「細やかな説明会や検討会を開催し、保護者や地域住民への幅広い情報提供と説明責任を果たすこと」というものでした。

こうしたことを真摯に受け止めながら、今後も、保護者や市民に丁寧に説明する機会を設け、ご意見等をいただきながら、望ましい学校づくりについての方向性を定めていきたいと考えます。